

# 愛知県農業水産局及び農林基盤局発注の委託業務における 遠隔臨場に関する試行要領

## 第1条 目的

本要領は、愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注する委託業務において、ウェアラブルカメラ※等により撮影した映像と音声を利用し、双方向通信により会話をしながら打合せ、立会、検査（以下「打合せ等」という。）を行うもの（以下「遠隔臨場」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受注者及び発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

※ ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル：Wearable）なデジタルカメラの総称であり、使用製品を限定するものではない。一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用することも可能である。

## 第2条 適用

本要領は、調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係）及び林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書で定義する打合せ等について、監督員または検査員等が内容を確認するのに十分な情報を得ることができる場合において臨場や対面に代えて適用することができる。なお、監督員または検査員等が確認するのに十分な情報が得られないと判断される場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの打合せ等を実施する。

また、ウェアラブルカメラ等の活用は、打合せ等だけではなく、設計図書と委託現場条件の不一致の確認、事故等の早期報告など受注者及び発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

## 第3条 試行方法

農業水産局及び農林基盤局が発注する委託業務のうち、監督員と受注者が協議の上、同意した業務で試行することとする。

ただし、検査については、検査員が臨場による検査が望ましいと判断した場合は対象としない。

## 第4条 機器構成と仕様

### 4-1 機器構成

機器構成は、ウェアラブルカメラ等により撮影（映像・音声）する機器、撮影データを配信する機器及び監督員等が確認する機器とする。

### 4-2 仕様

#### （1）撮影（映像・音声）用機器の仕様

本要領に用いるウェアラブルカメラ等により撮影（映像・音声）する機器の仕様は表-1を標準とし、受発注者間の協議により決定する。また、映像と音声に係る機器は別々の機器を使用することも可能とする。さらに、水中カメラ等の使用を妨げるものではない。

表一 1 撮影（映像・音声）する機器の仕様

項目	仕 様	備 考
映像	解像度：640×480以上とする	カラー表示であること
	フレームレート：15fps 以上とする	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

## （2）配信用機器の仕様

ウェアラブルカメラ等により撮影したデータを配信する機器の仕様は表一 2 を標準とし、受発注者間の協議により決定する。

表一 2 配信する機器の仕様

項目	仕 様	備 考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1 Mbps 以上	

※映像と音声に係る機器を別々の機器を使用する場合は、別途、協議するものとする。

## 第5条 遠隔臨場の実施（打合せ、立会、検査）

### 5－1 打合せ

#### （1）協議

監督員または受注者は、打合せ会場への遠隔臨場を希望する旨を「打合せ簿」により提出し、協議を行う。

#### （2）事前準備

受注者は遠隔臨場に先立ち、監督員に打合せ内容、打合せ希望日時等の確認を事前に行うこと。また、遠隔臨場に使用する機器構成と仕様について、監督員と協議すること。

#### （3）遠隔臨場の実施

##### ① 機器の準備

受注者は、遠隔臨場に使用する機器を準備しなければならない。なお、発注者から機器を提供する場合は、この限りではない。

##### ② 通信状況の確認

受注者は遠隔臨場に先立ち、双方向通信の状況を確認しなければならない。

##### ③ 実施

受注者は、打合せ内容等について、資料等を画面で共有し、必要な情報を読み上げるなどして、監督員による打合せ内容の確認を得ること。

##### ④ 実施の記録

受注者は、「打合せ記録」を作成する際、遠隔臨場により実施したこと記載すること。

### 5－2 立会

#### （1）協議

監督員または受注者は、現地立会の遠隔臨場の適用を希望する旨を「打合せ簿」により提出し、協議を行う。

## (2) 事前準備

受注者は遠隔臨場に先立ち、監督員に現地での確認内容、立会希望日時等の確認を事前に行うこと。また、遠隔臨場に使用する機器構成と仕様について、監督員と協議すること。

## (3) 遠隔臨場の実施

### ① 機器の準備

受注者は、遠隔臨場に使用する機器を準備しなければならない。なお、発注者から機器を提供する場合は、この限りではない。

### ② 通信状況の確認

受注者は遠隔臨場に先立ち、双方向通信の状況を確認しなければならない。

### ③ 確認箇所の把握

受注者は遠隔臨場に先立ち、監督員が確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

### ④ 実施

受注者は、「業務名」、「確認内容」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による結果の確認を得ること。

### ⑤ 実施の記録

受注者は、監督員から遠隔臨場による立会等を受けた場合の記録は、遠隔臨場で実施中の画像に監督員の画面が表示された状態の画像データを保存すればよい。なお、監督員の映像を受注者側で表示できない仕様の場合は、代替手段について受注者及び発注者の間で協議する。

## 5－3 検査

### (1) 協議

監督員または受注者は、検査会場への遠隔臨場の適用を希望する旨を「打合せ簿」により提出し、協議を行う。また実施について、監督員は検査員と十分調整を行う。

### (2) 事前準備

受注者は遠隔臨場に使用する機器構成と仕様について、監督員と協議すること。

### (3) 遠隔臨場の実施

#### ① 機器の準備

受注者は、遠隔臨場に使用する機器を準備しなければならない。なお、発注者から機器を提供する場合は、この限りではない。

#### ② 通信状況の確認

受注者は遠隔臨場に先立ち、双方向通信の状況を確認しなければならない。

#### ③ 実施

受注者は、検査員等の指示に従い、画面共有により検査書類の説明などを行い、必要な情報について表示し、検査員等による確認を得ること。また、終了時には、検査員等による実施結果の確認を得ること。

## 第6条 留意事項

遠隔臨場の活用に際しては、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該委託現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。
- (2) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、委託現場外が映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者及び発注者は、撮影した画像データを当該委託関係者以外の多数の者への研修資料等に利用する場合には被撮影者の承諾を得るか、人物の特定ができないよう加工すること。
- (5) 受注者及び発注者は、撮影した画像データの漏洩や滅失を防ぐため適切に保管すること。
- (6) 本要領で定めた目的以外には映像を使用しないことを基本とするが、発注者が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

## 第7条 積算

遠隔臨場についての費用は計上しない。また、遠隔臨場を実施した場合、発注者は旅費の積算に留意すること。

## 第8条 業務成績評定における加点

業務成績評定における評価はしない。

## 第9条 その他

- (1) 本要領に基づき実施した遠隔臨場について、受注者は発注者からの効果検証のアンケート調査等に協力するものとする。
- (2) 本要領によりがたい場合は適宜、受注者及び発注者の間で協議すること。

## 附則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。